

ライフプランに関する 平成30年度税制改正の ポイント

平成30年度税制改正大綱（以下「大綱」という。）が昨年12月22日に政府により閣議決定され、本年3月28日に税制改正法案が国会で可決・成立しました。

大綱では、「働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援し、『働き方改革』を後押しする」観点から、昨年に引き続き個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上等を促進するための企業向けの税制措置を講じることとしています。

本稿では、今年度の税制改正の中から、我々の暮らしに関係が深い個人所得課税の改正を中心に説明します。

【個人所得課税】

1. 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

昨年度は、個人所得課税の見直しの第一弾として、配偶者控除および配偶者特別控

除の改正が行われましたが、今年度は、個人所得課税の見直しの第二弾として給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の改正が行われます。

具体的には、給与所得控除・公的年金等控除を10万円ずつ引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとなります。

従来は一つの会社で定年まで勤め上げ、年金生活に入るというライフコースが一般的でしたが、働き方の多様化の下で、近年、これにとらわれない働き方が増えてきたことから個人所得課税の見直しが図られました。

現行制度では、給与収入と公的年金等収入のみに給与所得控除や公的年金等控除の所得計算上の所得控除が認められていますが、どのような所得にも適用される基礎控除に負担調整をシフトするという改正が行われます。

なお、これらの改正は、所得税については2020年分以降に、個人住民税は2021年分以降に適用されます。

地域社会ライフプラン協会

業務部

1級ファイナンシャル・プランニング技能士

村上 滋

2. 給与所得控除の見直し

給与所得控除を10万円引き下げるとともに、その上限を220万円（給与収入100万円超）から195万円（給与収入850万円超）に引き下げます。これにより、高額所得者層には増税となります。

ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないように措置を講じます。

「給与所得控除額の改正」は【表1】をご覧ください。

3. 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除も給与所得控除と同じく10万円引き下げるとともに、控除の上限を新たに設けることとなります。

従来は控除上限が無く高額の年金所得者に手厚い仕組みでしたが、改正はその層に

【表1】 給与所得控除額の改正

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180.0万円以下	収入金額 × 40%	収入金額 × 40% - 10万円
180.0万円超 360.0万円以下	収入金額 × 30% + 18万円	収入金額 × 30% + 8万円
360.0万円超 660.0万円以下	収入金額 × 20% + 54万円	収入金額 × 20% + 44万円
660.0万円超 850.0万円以下	収入金額 × 10% + 120万円	収入金額 × 10% + 110万円
850.0万円超 1000万円以下		195万円
1000万円超	220万円	

※ 特別障害者、23歳未満の扶養親族を有するもの及び特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するものは、本改正による税負担は変わらない調整が入る。

【表2】 公的年金等控除額の改正

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額	
	改正前	改正後 「公的年金等に係る雑所得」以外の所得に係る 合計所得金額が1000万円以下の人（※3）
130万円未満	70万円（※1）	60万円（※2）
130万円以上410万円未満	年金収入 × 25% + 37.5万円（※1）	年金収入 × 25% + 27.5万円（※2）
410万円以上770万円未満	年金収入 × 15% + 78.5万円	年金収入 × 15% + 68.5万円
770万円以上1000万円未満	年金収入 × 5% + 155.5万円	年金収入 × 5% + 145.5万円
1000万円以上		195.5万円

※1 年齢65歳以上の者は120万円を下限とする。

※2 年齢65歳以上の者は110万円を下限とする。

※3 この金額が1000万円超2000万円以下の者は、上記計算結果の控除額から10万円、2000万円超のものは20万円を差し引いた金額を公的年金等控除額とする。

4. 基礎控除の見直し

とって増税となります。具体的には、公的年金等の収入が1000万円を超える場合、控除上限が195.5万円となります。
さらに、公的年金等収入以外の所得金額が1000万円を超える場合にはこの控除額を10万円引き下げ、2000万円を超える場合にはこの控除額を20万円引き下げることになります【表2】。

控除額が一律10万円引き上げられます。
ただし、合計所得金額が2400万円超の人はランクに応じ控除額が減少し、2500万円超の人は基礎控除の適用が無くなります【次ページの表3】。

なお、給与収入と年金収入の両方ある人にとっては、それぞれの所得控除が減少するのに対し、基礎控除の増額が10万円と一定のため、結果として増税になってしまう場合があるので、そうならないように調整が入ります。

今回の改正により主に影響を受ける人は、次のとおりです。

△増税▽

- ・ 給与収入850万円超の人（なお、介護・子育て世帯は影響の無いように調整）。
- ・ 公的年金等収入が1000万円超の人（所得控除の上限を設定のため）。
- ・ 公的年金等以外の所得が1000万円超の人。

【表3】基礎控除額の改正

合計所得金額	基礎控除額			
	所得税		個人住民税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
2400万円以下	38万円	48万円	33万円	43万円
2400万円超2450万円以下		32万円		29万円
2450万円超2500万円以下		16万円		15万円
2500万円超		控除額無し		控除額無し

【表4】所得控除の基準となる合計所得金額の改正

所得控除の種類	所得控除の基準となる合計所得金額		
	対象	改正前	改正後
配偶者控除	配偶者の合計所得金額	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	38万円以下	48万円以下

△減税▽

- ・ 給与収入や公的年金等収入の無い人・少ない人（主に自営業、フリーター等）。

5. 各種控除項目の見直しに伴う調整

給与所得控除等の10万円の引き下げに伴い、各種控除の対象要件の合計所得金額に影響を及ぼすことに考慮し、調整を行い、影響を及ぼさないようにされます。具体的には、【表4】となります。

6. NISAの見直し

- ・ NISAの口座開設時の手続き見直し
「NISA（ニーサ）」とは上場株式等に係わる売却益や配当金について、一定期間所得税・住民税が非課税となる制度ですが、複数の口座では出来ないため、その確認（税務署等）を行うのに相当の日数（場合によれば1ヶ月程度）が掛かっていました。

今回の改正では、従来、確認後でなければ株式等の買付けが出来なかったものを、確認前に買付けが出来るようになります。平たく言うと、「NISAをやってみよう！」と思った時に口座を開設し、即、買付けすることが可能になります。

- ・ NISAの非課税期間終了時の手続きの見直し

NISA口座の非課税期間終了時にロールオーバー（非課税運用を継続すること）

【表5】NISAのまとめ

項目	NISA	積立NISA	ジュニアNISA
対象者	20歳以上	20歳以上	20歳未満
年間上限額	120万円	40万円	80万円
非課税期間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間
ロールオーバー (非課税運用を継続すること)	有り	無し	有り
期間(投資した年)	2014年~2023年	2018年~2037年	2016年~2023年
その他	2014年、2015年は 年間上限100万円	投資対象は一定の株式投信	18歳まで原則払い出し不可

【表6】小規模宅地等の特例について新たに追加された要件

持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる者を除外する
イ. 相続開始前3年以内に、その者の3親等以内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
ロ. 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

をしない場合、特定口座へ移管されることとなります。

(この見直しは、非課税期間終了時にロールオーバーするという意思表示の無い場合を想定していると思われ、従来は税務対応等が面倒な一般口座への移管でした) これらは2019年1月からの適用となります(NISAをまとめましたので、【表5】を参照ください)。

その他、所得税課税の改正は、青色申告特別控除の控除額の引き下げ(65万円↓55万円)等がありますが、詳細は省略します。

【資産課税】

資産課税の税制改正にも一部触れておきます。

小規模宅地等評価減特例の改正

相続税の改正で、小規模宅地等評価減の特例が改正となります。

これは「知る人ぞ知る」土地相続の特例で、相続する自宅土地の評価額(相続税計算の基準額)が100%から20%へ80%も大幅に下がる大変有利な特例です。

被相続人の配偶者や同居親族等が、相続税を支払えずに、やむなく住んでいる自宅を売らざるを得ないことを避けるための特例と言われています。

ただ、被相続人がいわゆる独居老人であった場合、自宅を所有していない親族等が

相続する時も適用可能となっていました。そのため、自宅をわざわざ売って賃貸物件に住んだり、社宅に入ったりして、大幅な評価減を受ける相続税対策が行われていました。これが一部出来なくなります。相続税対策として小規模宅地等の評価減をお考えの方は、要注意の改正です。本年4月1日以後の相続、遺贈に適用されます【表6】参照。

その他の個人所得課税の改正に、事業承継税制の拡充・緩和などがあります。詳細は省きますが、従来、前提条件が厳しく、納税猶予の対象が限定的であったものが、大幅に拡充・緩和されます。中小企業経営者の高齢化が待たなしに進む中、世代交代を後押しする税制改正と言えるでしょう。なお、この措置は平成30年1月から10年間の時限措置です。

【その他】

法人課税の改正も、平成29年度に引き続き、賃上げ・生産性向上等の後押しをすべく、税制上の措置が講じられています。

その他の税制改正として、観光促進のための税として、国際観光旅客税の創設(出国1回につき1000円特別徴収)、たばこ税の増税等があります。